

# 令和8年度における入札・契約制度について

## 変動型最低制限価格の算定方法について（工事・業務）

$$\text{最低制限価格基準額} \times \text{ランダム係数（※注）} = \text{変動型最低制限価格（1円未満切り捨て）}$$

※注 ランダム係数は、「1.0000」から「0.9990」（±0.0%～-0.1%）の範囲の数値とする。

次の算定方法により、1円未満を切り捨てた価格が最低制限価格基準額となります。

### (1) 工事（次の項目の合計額）

- ① 直接工事費×0.97
- ② 共通仮設費×0.9
- ③ 現場管理費×0.9
- ④ 一般管理費×0.68

上限 設計価格の9.2/10、下限 設計価格の7.5/10

### (2) 樹木、芝等の管理業務のうち、建設工事と同等の設計書を有する街路樹剪定・管理業務及び公園等剪定・管理業務

工事における最低制限価格の算定方法と同様とします。

### (3) その他の業務

#### ① 土木コンサルタント業務

直接人件費の額＋直接経費の額＋その他原価の額×0.9＋一般管理費の額×0.5

#### ② 建築又は設備設計業務

直接人件費の額＋特別経費の額＋技術料等経費×0.6＋諸経費×0.6

#### ③ 補償関係コンサルタント業務

直接人件費の額＋直接経費の額＋その他原価×0.9＋一般管理費×0.5

#### ④ 測量業務

直接測量費＋測量調査費＋諸経費×0.5

#### ⑤ 地質調査業務

直接調査費＋間接調査費×0.9＋解析等調査業務費×0.8＋諸経費×0.5

#### ⑥ その他の業務

設計価格×0.70

その他の業務における最低制限価格に係る範囲の上限・下限を次の通りとします。

※①から③までについて

上限 設計価格の8.1/10、下限 設計価格の6.0/10

※④について

上限 設計価格の8.2/10、下限 設計価格の6.0/10

※⑤について

上限 設計価格の8.5/10、下限 設計価格の2/3

この資料は上記の周知を図るため、令和8年度中の入札について添付しています。